

令和3年横審第29号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官桐井晋司出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年9月30日11時20分

愛知県日間賀島南西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 3.8トン

登 録 長 7.07メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 124キロワット

3 事実の経過

Aは、平成20年7月に進水した軽合金製モーターボートで、船体中央部に操舵室を配し、同室前部右舷寄りに舵輪、その右舷側に機関遠隔操縦装置、左舷側に魚群探知機一体型のGPSプロッター、後方に操縦席をそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、知人9人を乗せ、遊走の目的で、船首0.4メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和2年9月30日10時00分愛知県三河港所在のマリーナを発し、日間賀島東方沖合に向かった。

ところで、日間賀島は、愛知県師崎港東方沖合約1海里に位置し、同島西岸には日間賀漁港西浜地区が築造され、南岸及び南西岸両沖合には、日間賀港第19号防波堤西灯台（以下「日間賀灯台」という。）北方約150メートルの地点から同地区南端にかけて、陸岸から約50メートルないし約250メートルの範囲に干出浜を含む水深2メートル以下の浅所（以下「日間賀浅所」という。）が拮延していた。

そして、日間賀浅所は、海上保安庁刊行の海図W1054師崎水道及び一般財団法人日本水路協会刊行のヨット・モーターボート用参考図H-185三河湾に掲載され、AのGPSプロッターを詳細表示画面に切り替えることで表示させることができた。

a受審人は、11時00分頃日間賀島東方沖合に至り、反転して帰途に就こうとしたところ、同乗者からの要望により日間賀漁港西浜地区に寄港して昼食を取ることを思い立ち、予定を変更して同島南西方沖合を經由して同地区に向かうつもりで、11時06分半少し前日間賀灯台から097度（真方位、以下同じ。）1,710メートルの地点で、針路を日間賀島南西方250メートル沖合に向く264度に定め、

10.0ノットの速力（対地速力，以下同じ。）で手動操舵により進行した。

寄港に先立ち，a受審人は，日間賀島南西方沖合を航行するのが初めてで，これまで水深や陰礁域の有無などを調べたことがなく，水路状況を十分に把握していなかったが，陸岸に接近しなければ無難に航行できるものと思い，GPSプロッターに当たって水深や陰礁域の拡張状況を精査するなど，水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は，GPSプロッターをヘッドアップ表示で1.5海里レンジ設定として作動させ，同乗者を操舵室，船首部及び船尾部に設けた各椅子にそれぞれ座らせ，自らは操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり，11時15分半少し過ぎ日間賀灯台から155度390メートルの地点で，左舷船首方に認めた漁船との離隔を確保することとし，針路を北方寄りに向く289度に転じ，11時17分僅か過ぎ日間賀灯台から222.5度320メートルの地点で，針路を日間賀島南西方沖合に戻す262度に転じた。

こうして，a受審人は，11時19分半少し前日間賀灯台から250度960メートルの地点に至り，針路を日間賀漁港西浜地区西方沖合に向く291度に転じたところ，日間賀浅所まで130メートルとなり，その後同浅所に向首接近する状況で続航し，11時20分日間賀灯台から257.5度1,130メートルの地点において，Aは，原針路，原速力のまま，日間賀浅所の干出浜に乗り揚げた。

当時，天候は晴れで風力2の西南西風が吹き，潮候はほぼ低潮時にあたり，視界は良好であった。

乗揚の結果，アウトドライブユニットが脱落した。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、日間賀島東方沖合において、予定を変更して同島南西方沖合を経由して日間賀漁港西浜地区に向かう際、水路調査が不十分で、日間賀浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、日間賀島東方沖合において、予定を変更して同島南西方沖合を経由して日間賀漁港西浜地区に向かう場合、同沖合を航行するのが初めてで、これまで水深や陰礁域の有無などを調べたことがなく、水路状況を十分に把握していなかったのだから、GPSプロッターに当たって水深や陰礁域の拡張状況を精査するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、陸岸に接近しなければ無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、日間賀浅所に向首進行して干出浜への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 3 月 8 日

横浜地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁